

参加資格審査申請書等提出要領

(仮称)米沢市立南西中学校新設設計業務
公募型プロポーザル

米沢市建設部建築住宅課 営繕室

【申請についての問い合わせ先】
米沢市建設部建築住宅課 営繕室
電話 0238-22-5111 内線 4858
FAX 0238-22-5196

米沢市が実施する「(仮称)米沢市立南西中学校新設設計業務公募型プロポーザル」における、参加資格審査申請書等の申請に際し、必要な事項を以下のとおり示します。

1 申請期間

令和4年4月6日(水)から令和4年5月12日(木)まで

(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く)

2 提出場所

事務局:米沢市役所 建設部 建築住宅課営繕室(2階)11番窓口
〒992-8501 米沢市金池五丁目2番25号
電話:0238-22-5111(内線 4858)

3 有効期間

参加資格認定日から令和6年3月31日まで

4 参加資格要件

「(仮称)米沢市立南西中学校新設設計業務公募型プロポーザル実施要領」8 参加資格要件等の(1)に示す要件(③を除く)を満たしていない者は、申請することはできません。

5 提出書類形式

(1)綴じる順序は、提出書類①～⑩の順に綴じてください。

(2)提出書類⑤及び⑦については、添付書類の内容を満たしていれば任意様式でも可とします。

▼不足書類があった場合は受理しません。

▼虚偽の記載をしたときは、参加資格を得られない場合があります。

▼建築士事務所について、委任先がある場合は、委任先が委任先都道府県の事務所登録がなければ建築士事務所の参加はできません。

6 提出書類

- ①提出書類チェックリスト
- ②参加資格審査申請書……………様式10-1
- ③経営状況調書……………様式10-2
- ④許認可一覧表……………様式10-3
- ⑤営業所一覧表……………様式10-4
- ⑥委任状……………様式10-5
- ⑦使用印鑑届……………様式10-6
- ⑧指名停止等措置状況調書……………様式10-7
- ⑨納税証明書

⑩印鑑証明書

⑪暴力団排除に関する誓約書

7 申請書及び提出書類の要領

①提出書類チェックリスト

- ・申請者確認欄をチェックし、不備、不足がないよう確認してください。
- ・担当者確認欄には何も記入しないでください。

②参加資格審査申請書【様式10-1】

- ・申請月日は、持参する月日とします。郵送の場合は、投函日としてください。
- ・申請書の代表者印は実印とします。
- ・商号(名称)・代表者氏名にはふりがなを記入してください。
- ・担当者氏名及び担当者電話番号は確認が必要な時に使用しますので、申請書等の内容を熟知している方を記入してください。

③経営状況調書【様式10-2】

- ・自己資本額については、資本の額を千円単位で記入してください。ただし、個人又は、公益法人の場合は記入しないでください。
- ・従業員数について、技術職員等の人数は、該当する欄に延人数を記入してください。

④許認可一覧表【様式10-3】

- ・許認可の名称については、営業に関し法律上必要とする登録又は許可の名称及び登録番号を記載してください。
- ・有効期限については、登録等を受けたものの有効期限を記載してください。
- ・許可書等の写しについては、下記を参考に、申請日の6カ月以内のものを提出してください。

▼建築コンサルタント(建築士事務所)

主たる営業所の建築士事務所登録証明書(写)及び、委任がある場合は委任先の都道府県の建築士事務所登録証明書(写)

⑤営業所一覧表【様式10-4】

- ・名称の欄には、主たる営業所、その他すべての営業所を記入してください。
参加後に委任先の営業所を変更する場合、この営業所一覧表に記入されている営業所のみ変更することを認めています。
- ・米沢市と常時契約する委任先がある場合は、主たる営業所以外の営業所とします。
- ・米沢市と常時契約する委任先がある場合は、その営業所を蛍光ペン等でマーキングしてください。
- ・本添付書類の内容を全て満たしていれば任意様式でも可とします。

⑥委任状【様式10-5】

- ・本添付書類の委任事項はすべて委任してください。
- ・代表者印は実印とします。
- ・委任期間は、申請日から令和6年3月31日としてください。

⑦使用印鑑届【様式10-6】

- ・米沢市との契約等を実印を使用しない場合のみ提出
- ・様式は【様式10-6】の内容を満たしていれば任意様式でも可とします。

⑧指名停止等措置状況調書【様式10-7】

- ・代表者印は実印とします。
- ・様式10-4に記載のあるすべての営業所が対象となります。

⑨納税証明書(写し可)

《納税証明書の提出種別》

(ア)米沢市長が発行する登録基準年度の前年度の納税証明書

申請日より3カ月以内に発行されたもの

(イ)税務署で発行する納税証明書「その3の2」(申告所得税と消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明)

申請日より3カ月以内に発行されたもの

(ウ)税務署で発行する納税証明書「その3の3」(法人税と消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明)

申請日より3カ月以内に発行されたもの

【個人の場合】

《納税証明の提出種別》

①住所地が市内又は、住所地が市外で市内に固定資産等を有する場合：(ア)と(イ)

②上記①以外の場合：(イ)のみ

【法人の場合】

《納税証明の提出種別》

①主たる営業所が市内の場合：(ア)と(ウ)

②主たる営業所が市外の場合：(ウ)のみ

③主たる営業所が市外で委任先が市内の場合：(ア)と(ウ)

④主たる営業所が市外で委任先が市外の場合：(ウ)のみ

※米沢市長の発行する納税証明書発行について

市民課窓口へ申請する場合には、代表者印のある委任状又は承諾書が必要です。

また、窓口に来られた方の本人確認を行っておりますので、身分を証明するものを準備してください。

⑩印鑑証明書

- ・原本の提出をお願いします。
- ・申請日より3カ月以内に発行されたもの。

個人の場合：市町村長が発行する印鑑証明書

法人の場合：法務局が発行する代表者の印鑑証明書

⑪暴力団排除条例に関する誓約書(元請負人用)【様式第2号の3】

- ・代表者印は実印とします。
- ・日付は、申請日以前として下さい。

8 郵送で申請書を提出する場合

郵送での受付期間

令和4年4月6日(水)から令和4年5月12日(木)(期限内必着のこと)

※郵送方法については任意ですが、申請書が届かない場合、責任は負いかねますのであらかじめご了承ください。郵送事故等による申請書の紛失を防止するため、簡易書留等の配達記録が残る方法を推奨します。

※郵送にて送付された場合は、電話連絡されることを推奨します。

9 証明書等の写しについて

証明書等の写しによる場合は、写真機、複写機等を使用して機械的な方法により複写したもので、ほぼ原寸大であり、かつ、鮮明であるものに限りします。

10 参加できる契約の範囲

この申請によって、参加資格が認められ参加できるものは「(仮称)米沢市立南西中学校新設設計業務公募型プロポーザル」及び、その後の設計業務の契約に係るものになります。

11 変更の届け出について

参加資格審査申請書等の書類の記載事項に変更があれば、変更後すみやかに変更届等を提出してください。

12 参加資格の通知について

参加資格の有無については、原則提出後1週間以内に「参加資格審査結果通知書」にて通知いたします。